

事業主各位

新潟県農業団体健康保険組合

理事長 伊藤 能徳

<公印省略>

自営業者の被扶養者認定に係る収入算定方法の見直しについて

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より当組合の事業運営に、格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当組合では、皆様よりお預かりした大切な保険料を安心してご利用いただけるよう、健全かつ適切な運営に努めております。

その一環として、扶養認定の審査についても、より正確で公平な判断ができる体制づくりを進めております。

つきましては、この度、扶養認定審査の適正性を一層高めるため、自営業者の収入について、これまで以上に詳しく正確な確認を行えるよう下記にお示しする運用方法へ見直すことといたしました。

これにより、真に扶養基準を満たす方を適切に認定し、保険給付の公平性を確保してまいります。

皆様にはお手数をおかけする場面もあるかと存じますが、組合財政の健全性維持と公正な制度運営のため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

(1) 変更の背景

自営業者は国の社会保険の制度上一般的に国民健康保険へ加入することが想定されておりますが、被保険者からの支援がなければ生活が成り立たないと健保組合が判断した者については、被扶養者として認定される場合があります。

これまで当組合では、確定申告書及び所得課税証明書に記載された「所得金額」を自営業者の収入として確認をしておりましたが、自営業者の収入状況については、給与所得者と比べて変動幅が大きく、また収入の把握方法も多様であることから、従来の確認方法では実態を十分に反映できないケースが見受けられました。

つきましては、より実態に即した正確な認定審査を行うために、今後は下記(2) **自営業収入の算定式**により、売上金額から「直接的必要経費」を控除した額を自営業収入として審査することといたします。

(2) 自営業収入の算定式

自営業者の収入 = 【売上金額 - (売上原価 + 直接的必要経費)】

※「直接的必要経費」とは、原材料等その費用がなければ事業が成り立たない経費のことを指します。(税法上の経費とは異なる場合があります。)

当組合が認める「直接的必要経費」の科目一覧表(一般所得用・農業所得用・不動産所得用)を別紙として添付いたしますのでご確認ください。

(3) 確認の際、ご提出いただく書類

自営業収入のあるご家族の扶養認定申請を行う、または健保組合が定期的実施する被扶養者検認などにより自営業収入のあるご家族の扶養認定継続審査の該当となった場合は、下記の書面をご提出いただき、該当者の収入について確認をさせていただきます。

- ・確定申告書の写し
- ・決算書もしくは収支内訳書の写し

※認定基準内の収入であることを示す確定申告書の写し及び決算書もしくは収支内訳書の写しを提出できない場合は、当組合で収入を確認することができないため、上記必要書類がお手元に揃ってからの申請をお願いいたします。

(4) 適用開始年月日

令和8年5月1日以降に当組合で受理する被扶養者（異動）届の認定審査分および同日以降に行う被扶養者検認の認定継続審査より新基準を適用いたします。

※夫婦共同扶養において配偶者等が自営業者である場合についても、その収入の算定方法は上記適用開始日より新基準を適用いたします。

ご不明な点がございましたら、当組合担当までお問い合わせください。

今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

(連絡先) 新潟県農業団体健康保険組合
業務課 適用係
TEL : 025-222-7586
FAX : 025-223-0613

被扶養者認定における「直接的必要経費」一覧

新潟県農業団体健康保険組合

- ・社会通念上、自営業者（個人事業主）の方においては経済的に自立した存在であり、事業の売り上げや必要経費、経営状態などを含めてその事業の結果すべてに責任を負い、自ら生計を維持することを選択した方で、国の社会保険の制度上、一般的に**国民健康保険に加入すること**となっています。
- ・健康保険における自営業者等の収入については『**総収入から「直接的必要経費」を差し引いた額**』となっています。「直接的必要経費」とは原材料費など、**その費用なしでは事業が成り立たない経費に限られ**、税法上の経費とは異なります。

- 「○」・・・直接的必要経費として認める経費
 「△」・・・条件付きで直接的必要経費として認める経費
 「×」・・・直接的必要経費として認めない経費

【一般所得用】

科目	認定可否	科目	認定可否	科目	認定可否
売上原価	○	租税公課	×	損害保険料	×
給与賃金	扶養認定対象外	荷造運賃	×	修繕費	△
外注工賃	○	水道光熱費	△	消耗品費	△
減価償却費	×	旅費交通費	×	福利厚生費	×
貸倒金	×	通信費	△	雑費	×
地代家賃	△	広告宣伝費	×		
利子割引料	×	接待交際費	×		

【農業所得用】

科目	認定可否	科目	認定可否	科目	認定可否
雇人費	扶養認定対象外	素畜費	○	動力光熱費	△
小作料・貸借料	○	肥料費	○	作業用衣料費	○
減価償却費	×	飼料費	○	農業共済掛金	×
貸倒金	×	農具費	○	荷造運賃手数料	○
利子割引料	×	農薬・衛生費	○	土地改良費	○
租税公課	×	諸材料費	○	雑費	×
種苗費	○	修繕費	△		

【不動産所得用】

科目	認定可否	科目	認定可否	科目	認定可否
給与賃金	扶養認定対象外	地代家賃	△	損害保険料	×
減価償却費	×	借入金利子	×	修繕費	△
貸倒金	×	租税公課	×	雑費	×

※地代家賃、水道光熱費、通信費、修繕費、消耗品費、動力光熱費は住居（住民票上住所）と事業所所在地が別の場合は経費として認めます。同一の場合は50%とします。

※上記一覧表にない科目の経費については「雑費」と同様に取り扱いいます。

※従業員（身内を含む）の雇用があり、給与賃金を支払った場合は、社会通念上、従業員に対して社会的責任を果たすべき立場にあり、自らが被扶養者として被保険者に生計維持されている立場とは認められないため、扶養認定対象にはなりません。